

【取扱い厳重注意】

567

平成24年3月2日

## 聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局  
局員 神藤正嗣

平成24年2月24日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりである。

### 記

#### 第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

##### 1 被聴取者

東京工業大学原子炉力工学研究所 准教授 松本義久

##### 2 聴取日時

平成24年2月23日午後4時24分から午後5時40分まで

##### 3 聴取場所

東京工業大学原子力工学研究所 松本義久研究室

##### 4 聴取者

事務局 神藤正嗣

##### 5 ICレコーダーによる録音の有無等

あり

なし

#### 第2 聴取内容

校庭の利用基準について（別紙のとおり）

#### 第3 特記事項

なし

以上

別紙

1 被聴取者の身分

被聴取者は、東京工業大学原子力工学研究所准教授の松本義久氏である。

2 文部科学省の通知が混乱を引き起こした理由

今回、文部科学省が4月19日に出した通知が混乱を生じさせた主な理由は放射線に対する国民の理解が不足していることであると考えている。特に原発事故後は放射線に関する情報は溢れるほど存在したが、例えば、100mSvの被ばくでがんのリスクが0.5%上昇するというものを取っても、それが十分に理解されないまま独り歩きしていたような気がする。

具体的には、文部科学省が4月19日に出たものは、20mSv/年という数値が量的にどのようなものであるかという説明がもう少し必要だったと感じている。

また、こういう基準については、どういう考えでそういう数値を出したのかについて説明することが大切で、これは安全基準であり、実際にどれくらいの安全率がかかっているのかということの説明しないと基準を境目にして何か影響があるのではないかと考えられてしまう。年20mSv、3.8 $\mu$ Sv/h以上の場合の1時間の運動制限を見てもそこから考えられる被ばく量からがんのリスクが増加することは考えにくい、やはり現場ではそう受け取られていない印象を受けた。

3 3.8 $\mu$ Sv/h以下の校庭に利用条件を付さなかったことについて

3.8 $\mu$ Sv/h以下の校庭に利用条件を付さなかったことについて、私個人は何らかの条件を付すべきであったと考えている。放射線についてはこれまでだったら被ばくしてもいいという考え方はなく、低ければ低い方がよいという考え方である。簡単にできることで線量を下げられたり、安心感を得られるのであれば、国として、ちゃんと被ばく量低減のことを考えているということ、利用制限を付すことによって伝えたほうが受け取る側の信頼も得られたと考えている。

4 3.8 $\mu$ Sv/hを上回った場合（計算上は20mSv/年）にも屋外活動を認めたことが、計画的避難区域の設定根拠と矛盾するものではないかの疑問について

校庭の基準の適用は各種避難区域の外側にあることが前提で、それを見ればその地域は広域的には年間20mSvに至らない地域であると考えられる。その中で、学校の校庭はホットスポットのような局所的に線量が高い場所であると私は理解しており、学校に通う児童生徒は家に住んで学校に通うこととなる。家の線量をも全て測定するのは不可能としても、20mSv/年を下回る地域内で局所的に高い学校の利用基準として学校にいる時間を制限している内容であり、何らおかしい内容ではないと考えている。

5 3.8 $\mu$ Sv/hを超える校庭が福島市等に集中していたことについて

福島市、伊達市、郡山市等に3.8 $\mu$ Sv/hの校庭が集中していたことについて、それらの地域における校庭線量の高いところでも1時間当たり5～6 $\mu$ Sv/hであったことからすれば、例えば、避難やこれ以上利用制限を強くしてまで被ばく線量を下げる必要はなく、それ以上に、制限を強めることによって他の影響が明らかに多くなると考えている。

【取扱い嚴重注意】

最初の時期は短半減期の核種が多く、最初の被ばくを最小化することが重要で、それ以降は長期的な対策を執ることになることから、制限による影響を最小化しながら現状に向き合っていくことが重要であると考えている。結果的に見て、事故直後の半減期の短い放射性ヨウ素が多かった3月中は実質は学校が開かれておらず、高い時期はうまく回避できたので、 $3.8\mu\text{Sv/h}$ 以上の措置をさらに厳しくする必要はなかったと考えている。